

「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示（案）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（案）」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）」に関する意見募集の結果について

令和 5 年 12 月 ● 日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会では、本年 9 月 14 日（木）から同年 10 月 13 日（金）までの間、「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示（案）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（案）」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、本意見募集に対して、延べ 85 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。なお、とりまとめの都合上、お寄せいただいた御意見は適宜要約しております。

また、お寄せいただいた御意見を踏まえた上で、本日、規則及び各ガイドラインを制定しましたのでお知らせします。なお、今般制定した、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和 5 年個人情報保護委員会規則第 ● 号）第 1 条、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（令和 5 年個人情報保護委員会告示第 ● 号）第 1 条及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（令和 5 年個人情報保護委員会告示第 ● 号）第 1 条は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）の施行等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うもの（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当）であるため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

御意見をお寄せいただいた皆様に深く感謝申し上げるとともに、引き続き、当委員会の活動への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。